

報道関係者 各位

令和6年12月26日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 吉本 雄一

主任地方監察監督官 八木 剛

(電話) 088-885-6022

外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導の実施状況を公表します

- 監督指導を実施した事業場の74.3%に法違反 -

高知労働局(局長 菊池宏二)は、令和5年1月から12月までに県内の労働基準監督署が実施した外国人技能実習生(以下「技能実習生」)の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対する監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

令和5年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した74事業場(実習実施者)のうち55事業場(74.3%)であった。

【参考】: 前年65事業場のうち41事業場(63.1%)

違反事項は、年次有給休暇(18.9%) 定期健康診断の有所見者に係る医師の意見聴取(13.5%) 賃金の支払、割増賃金の支払(各12.2%)に関する違反の順に多かった(対前年比は【別紙】【参考】のとおり)。

高知労働局と高知・須崎・四万十・安芸の各労働基準監督署では、外国人技能実習生を雇用する事業者(実習実施者)に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、監督指導を実施し技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

法違反の疑いのある実習実施者に対しては、積極的に監督指導を行うとともに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検手続を行う等厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果(令和5年)

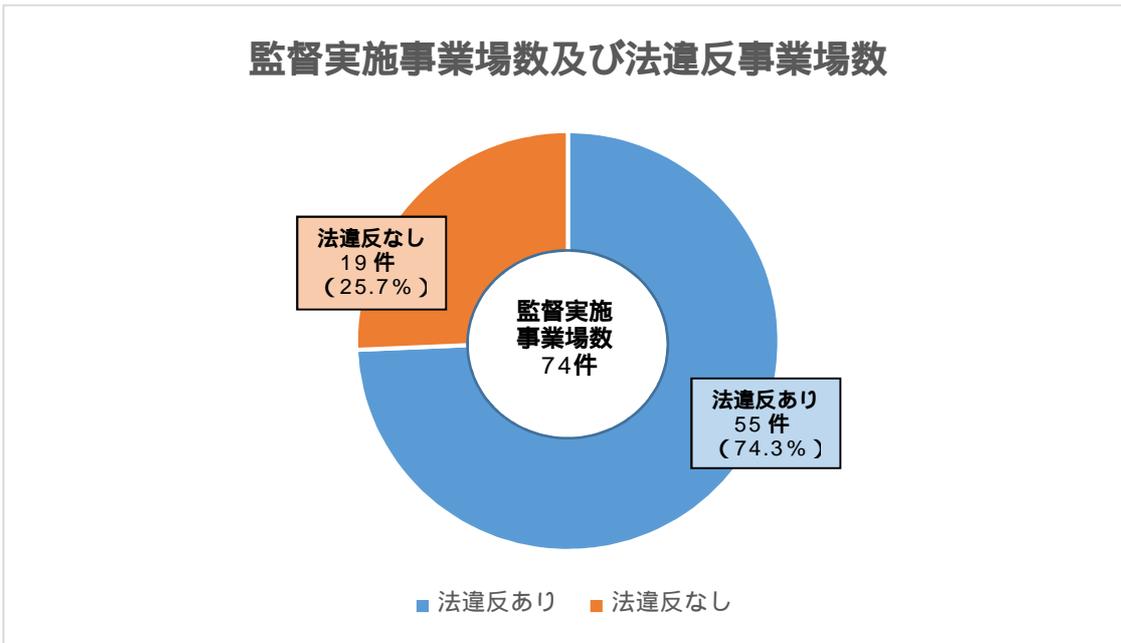
【別添】技能実習生の実習実施者に対する監督指導事例(令和5年)

技能実習生の実習実施者に対する 監督指導結果（令和5年）

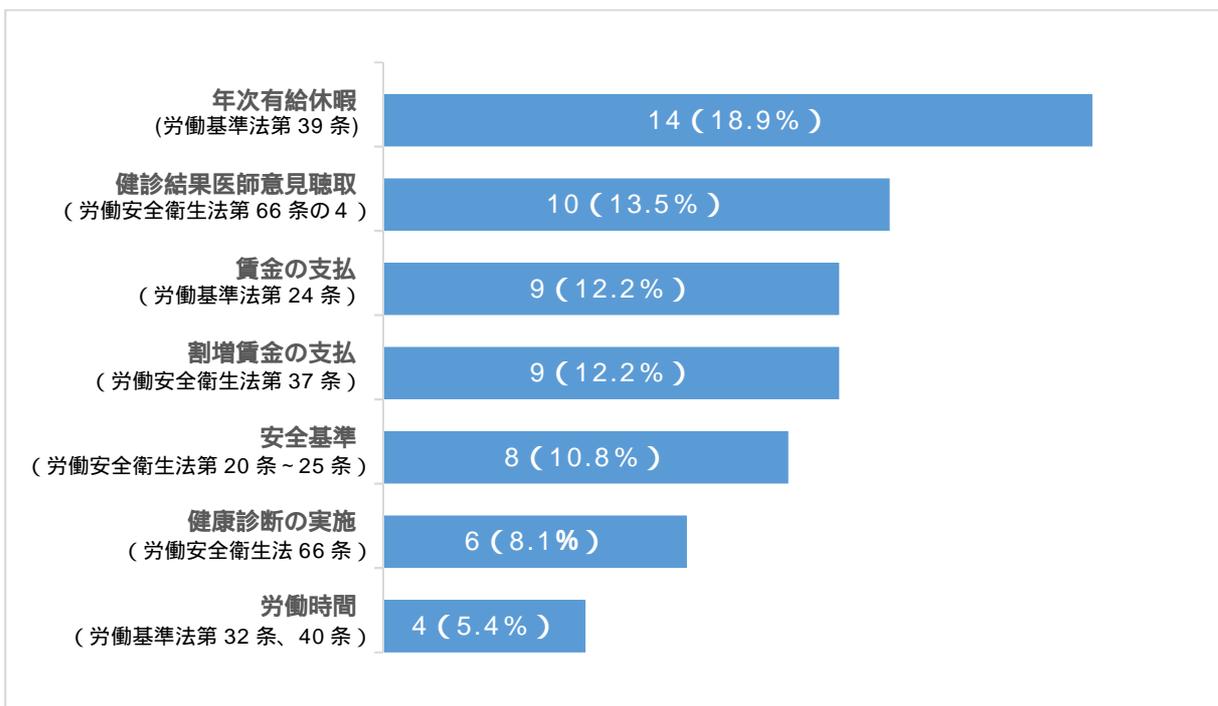
監督指導の結果

（1）県内4か所の労働基準監督署において、実習実施者に対して74件の監督指導を実施し、その74.3%に当たる55件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



（2）主な法違反は、年次有給休暇（18.9%）、定期健康診断の有所見者に係る医師意見聴取の未実施（13.5%）、賃金の不払、割増賃金の不払（各12.2%）の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場 数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項(違反率)		
			年次有給休暇	休業手当	健診医師意見聴取
機械・金属	11	7 (63.6%)	1 (9.0%)	1 (9.0%)	1 (9.0%)
食料品製造	4	4 (100.0%)	2 (50.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)
繊維・衣服	4	3 (75.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)
建設	13	9 (69.2%)	4 (30.8%)	4 (30.8%)	2 (15.4%)
農業	15	12 (80.0%)	7 (46.7%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)
<参考> 全業種	74	55 (74.3%)	14 (18.9%)	10 (13.5%)	9 (12.2%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種(機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種)に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

【参考】 前年の監督指導結果との比較

前年の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和5年	令和4年
監督指導実施 事業場		74	65
	うち、労働基準法などの 法令違反あり	55 (74.3%)	41 (63.1%)
主な 違反内容	賃金の支払	9 (12.2%)	10 (15.4%)
	労働時間	4 (5.4%)	1 (1.5%)
	割増賃金の支払	9 (12.2%)	9 (13.8%)
	賃金台帳の調製	1 (1.4%)	3 (4.6%)
	年次有給休暇	14 (18.9%)	8 (12.3%)
	最低賃金の支払	1 (1.4%)	2 (3.1%)
	安全基準	8 (10.8%)	9 (13.8%)
	衛生基準	2 (2.7%)	2 (3.1%)
	定期健康診断	6 (8.1%)	4 (6.2%)
	健診結果医師意見聴取	10 (13.5%)	12 (18.5%)
	労働時間の状況把握	2 (2.7%)	4 (6.2%)

監督指導事例 1

事例

年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対して、年5日以上取得させていなかったもの。

事案の概要

事業場は技能実習生らに対し、年次有給休暇を付与していたものの、年5日以上取得させていなかったもの。

指導の内容

技能実習生に限らず、年10日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させるよう是正勧告した。

関係法令

労働基準法第39条第7項（年次有給休暇）

指導の結果

確実に年5日以上取得する計画を作成し、提出させた。



年次有給休暇の年5日取得義務

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対しては、年5日について企業が時季（取得する具体的な日）を指定して取得させる義務が存在します。これを「使用者の時季指定による付与（年次有給休暇の年5日取得義務）」と呼びます。

週所定労働日数や勤続年数によって、パート・アルバイト等の職員も年5日の取得義務対象者となる場合もあるので注意が必要です。

また、使用者が各職員の付与日数や取得状況を確認するために、**年次有給休暇管理簿の作成も義務付けられています。**

（労働基準法第39条第7項、労基則第24条の7）

監督指導事例 2

事例

定期健康診断を実施した結果、いずれかの健診項目に異常所見のあった労働者に関し、健康診断の事後措置として、医師の意見を聴取していなかったもの。

事案の概要

事業場は技能実習生の受け入れを行い、業務に従事させているが、定期健康診断は毎年実施し、個人票の保管も適正に行われていたが、有所見者にかかる医師の意見聴取が実施されていなかったもの。

指導の内容

監督指導時に、定期健康診断の結果、健診実施項目に異常所見のある労働者にかかる医師の意見聴取実施に関し是正勧告した。

関係法令

労働安全衛生法第66条の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

指導の結果

意見聴取対象労働者にかかる医師の意見聴取実績の報告をもって、意見聴取実施が確認され、法違反が是正された。



健康診断実施後の措置

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、
就業場所の変更
作業の転換
労働時間の短縮
深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
等、適切な措置を講じなければなりません。

（労働安全衛生法第66条の4、第66条の5）